

高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者が、市内の事業所において雇用する従業員の確保及び勤労意欲の向上を図るため一般財団法人加古川勤労者福祉サービスセンター（以下「あいわーくかこがわ」という。）に加入した場合に、市が当該加入に要する費用の一部について高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中小事業者の福利厚生向上を推奨することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらに準ずる者であって市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。
- (2) 第5条の規定による申請時点において市税を滞納していないこと。
- (3) 令和8年4月1日以降に市内の事業所において雇用する従業員（役員及びパート・アルバイト等である者を含む。以下同じ。）についてあいわーくかこがわへの加入を行い、申請時点において当該加入を継続していること。
- (4) あいわーくかこがわの入会金及び会費について、従業員に負担させることなく、補助対象者が全額を負担していること。
- (5) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営んでいないこと（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、中小事業者が支払ったあいわーくかこがわの入会金及び会費（入会月を含めた12か月分に限る。）の2分の1に相当する額とし、補助金の交付の対象となる従業員の数、50人を上限とする。ただし、補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、あいわーくかこがわに対する入会の申込み(令和8年4月1日以降に行ったものに限る。)から2年以内に市長に対し提出しなければならない。

- (1) 加古川勤労者福祉サービスセンター加入実績及び会費納入証明書
- (2) 履歴事項全部証明書、確定申告書等市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定及び確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことに決定したときは、高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨及び理由を明示し、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第7条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた中小事業者は、速やかに高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定及び確定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第5条に規定する期間において、補助対象者又は従業員のあいわーくかこがわからの退会に伴い、補助金の交付に係る経費について、返金その他これに準ずる事実が判明したとき。
- (3) その他補助金の交付に適當でない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、高砂市中小事業者福利厚生

向上奨励補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、速やかに補助金の交付を受けた者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還は、市長が指定する日までに行わせるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。